

令和4年度

事業計画書

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

社会福祉法人

栗原市社会福祉協議会

「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造

【令和4年度 基本方針】

栗原市社会福祉協議会の運営を取り巻く財務環境は、年々厳しさを増しています。抜本的な運営改革として、平成27年度から第1次「改革推進（改革・改善）プラン」に取り組んでまいりました。令和2年3月に第2次「改革推進（改革プラン）」の本編を策定し、令和2年10月には、その具体的な「職員配置計画」「財政計画」を策定いたしました。

しかし、第2次計画策定後、計画策定の前提条件等の変更もあり、再度、見直しをすることを余儀なくされ、令和4年1月に「職員配置計画」「財政計画」を全面的に改訂しました。

その中では、令和4年度から計画しておりました「支所3人体制」は断念せざるを得なく、引き続き、「支所2.5人体制」を継続すること、デイサービスセンターは5事業所を3事業所に統合する計画でありましたが、栗原市からの要請もあり、4事業所体制となるなど大きな修正を伴うものでありました。

この改訂版は、これからの本会における組織経営（運営）の指針となるものでありますが、各年度の目標、計画値（指数）を達成していくことが前提条件の計画です。PDCAサイクル（Plan：計画／Do：実行／Check：評価／Action：改善）を励行し、地域とともに、地域に生きる「社会福祉協議会」として、大切なものは何なのか、なぜ私たちの組織が存在するのか、核となる部分を明確にし、これからの時代を進んでいきたいと考えます。

令和3年度に新たに共同生活援助事業所「ふきのとう」を創設し、生活介護事業所「はげましホーム」、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、相談支援事業所とともに、一帯に栗原市社会福祉協議会の「福祉複合施設」として事業展開を始めました。さらに、令和4年度からは相談支援事業を拡大し、障害児も相談支援の対象とし進めてまいります。

令和2年度からは、世界的に新型コロナウイルス感染拡大の中にあり、誰もが厳しい状況にあります。そのような中、地域福祉活動を支える「社協会費」「共同募金」は、ほぼ、例年同様の協力を頂きました。これは、地域の皆様からの栗原市社会福祉協議会の活動を支援する気持であると感じております。

これまで社会福祉協議会が推進してきた「人と人が集い、会話をし、時間を重ねること」自体が難しい状況ではありますが、どんな時でも、社会福祉協議会は、地域の皆様とともに、暮らしやすい地域を創造してまいる所存であり、「支所」の充実を図り、地域福祉に関する事務をもっと身近に、もっと地域の皆様のそばで活動を進めたいと考えております。

また、社会情勢の多様化など地域を取り巻く環境も大きく変化しておりますが、地域の皆様が「安心して自分らしく暮らし続けられる地域」を目指して、お互いに支え合える地域づくり（地域共生社会）の実現が求められております。このような中、本会では、令和4年3月に「栗原市地域福祉活動計画【第4期】」を策定しました。

新たな第2次「改革推進（改革プラン）」と「栗原市地域福祉活動計画【第4期】」を両輪に、本会の基本理念であります《「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造》の実現に向け、取り組んでまいります。

【重点目標】

1. 地域福祉活動計画事業の展開
2. 改革推進業務への取組み
3. 財政運営の基盤確立
4. 介護保険事業・障害福祉サービス事業の安定化
5. 受託事業・指定管理業務への取組み

I. 法人運営部門

法人運営部門は、社会福祉協議会の組織全体の運営管理を行うのはもちろんのこと、働き方改革の中で、働く環境を整えてきたことをさらに進め、意欲が沸く職場環境を創造してまいります。

また、これまでの社協経営システムが崩れてきている中で、これまでの先入観に捉われない視点での見直し、アプローチ、費用抑制や収入の確保を検討・実践し、安定した足腰の強い組織運営を目指してまいります。

また、同時に、職員ひとりひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働ける環境を作るとともに、本会の現状について共通認識を持ち、それぞれの職員が責任と役割を果たし、働きやすい職場作りに取り組んでまいります。

1. 組織運営

- ・評議員会
- ・理事会
- ・監査会
- ・役員懇談会
- ・正副会長会議
- ・支部長会議
- ・評議員選任・解任委員会ほか委員会

2. 法令遵守の推進

- ・社会福祉法及び関連法令の遵守
- ・栗原市（所轄庁）への届出等法務に関する業務
- ・個人情報の保護等に関する事務

3. 人材育成及び人事管理

- ・キャリア形成支援、エキスパート（熟練者・専門知識者）の育成
- ・内部研修の充実、外部研修への積極的派遣

4. 財務管理及び基金運用

- ・事業収入の確保、事業経営の安定化
- ・経費節減・合理化等による財政の健全

5. プロジェクト

- ・改革推進プロジェクト（事務・事業評価の実施、事務・事業等の見直し）
- ・規程改編プロジェクト（定款、規程、要綱等の改正）

6. 災害支援本部の設置運営

- ・危機管理体制の整備
- ・新型コロナウイルス感染予防についての対応

7. 施設・設備等の管理

- ・築館社会福祉センター及び福祉複合施設の維持・管理
- ・その他施設・設備等の管理
- ・公用車等の整備・管理

II. 地域福祉活動推進部門

地域福祉活動の推進に当たりまして、支部、地区社協、ボランティア団体等関係団体との連携・協力なしには成し得ないこととありますので、これまで以上に連携を深め、地域の皆様に望まれる事業を展開してまいります。

また、活動に要する還元財源（会費・共同募金）の増収対策として、令和3年12月に初めて「推進委員合同会議」を開催しました。

最前線で活動をされている推進委員からいただいた意見等を次年度以降の会費推進に繋げてまいりますとともに、令和4年度は「推進委員・奉仕委員合同会議」として拡大し、会員会費・共同募金の推進に取り組んでまいります。

さらには、「社協は何をしているのか分からない。」という声もいまだ寄せられておりますことから、本会の情報発信について、新しい媒体（SNS・WEBなど）も含め、情報発信の調査・検討チームを立ち上げ、調査・研究を行います。

また、若い世代の本会事業等への参画に向けては、社協の既存事業を活用しながら、若年層に向けた新規事業等についても検討してまいります。

第2次改革推進（改革プラン）に掲げた項目の実現に向け、検討・協議を行い、さらに、「栗原市地域福祉活動計画【第4期】」を両輪に、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できる地域づくりに取り組んでまいります。

1. 地域福祉推進事業

(1) 会員加入推進

- ・推進委員研修会
- ・企業訪問（新規・継続加入）
- ・推進委員・奉仕委員合同会議
- ・（仮称）情報発信プロジェクトチーム設置

(2) 支部活動の充実と支援

- ・支部長会議
- ・支部会議
- ・支所業務の充実

(3) 地区社会福祉協議会の充実と支援

- ・地区社会福祉協議会の設置推進
- ・地区社会福祉協議会会長会議（各支部）
- ・出前講座事業
- ・（仮称）地区社協活動事例集発刊

(4) 防災、災害支援事業

- ・福祉防災まっぷ作成事業の推進（フォローアップ事業含む）
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練・研修会
- ・防災・減災学習事業（東北福祉大学と共催）
- ・災害見舞金の交付（地震、風水害、その他の異常な自然現象又は火災に

よる災害の被災者に対して贈呈)

- (5) ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の推進
 - ・寝雪バスターズ事業（花山支部事業 ⇒ 地域福祉課支援）
 - ・くりはら・ひまわり・げんきプロジェクト
 - ・技術養成ボランティアスクール
 - ・ボランティア保険加入受付事務
- (6) 市民の福祉を考えるつどい（5年毎 ⇒ 令和7年度開催）
- (7) 歳末たすけあい配分事業
 - ・しあわせな地域づくり事業（助成対象：ボランティア（団体・個人））
 - ・地域支援事業（支部）
 - ① 歳末見守りひと声運動の実施（令和3年度事業の総括を踏まえて）
 - ② 見守り安否確認事業
 - ③ 会食型 食事サービス事業
 - ④ 世代間交流事業

2. 企画調査、広報事業

- ・社協だより（年4回発行：5月、7月、10月、1月）
- ・支所だより（年4回発行：5月、8月、11月、2月）
- ・ボランティアセンターだより「ぼらぼら通信」（年4回発行）
- ・広報編集会議

3. 青少年、こども育成事業

- ・福祉教育推進事業（市内小・中学校・高等学校対象）
- ・キャップハンディ体験学習事業
- ・「福祉活動に関する標語・ポスター・書道」作品募集事業（市内小・中学校対象）
- ・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流 支部事業）

4. 高齢者、障害者支援事業

- (1) 高齢者支援事業
 - ・高齢者食事サービス事業（配食型） 築館・高清水・一迫
 - ・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流 支部事業）
- (2) 障害者支援事業
 - ・朗読テープ貸出事業（市広報・市議会だより・市社協だより）

5. 相談・生活支援事業

- (1) 総合相談事業
 - ・総合相談事務・事業（生活相談・電話相談・合同相談・巡回相談）
 - ・相談員全体研修会
- (2) 貸与事業
 - ・福祉用具貸与事業（車イス）
 - ・福祉住宅貸与（若柳地区1棟）

- (3) 権利擁護事業
 - ・栗原地域福祉サポートセンター(まもり一ぶ栗原)の運営

6. 貸付事業

- (1) 生活安定資金貸付事業
- (2) 応急援護資金貸付事業
- (3) 生活福祉資金貸付事務（県社協委託事業）

7. 福祉団体等関連

- (1) 宮城県共同募金会栗原市共同募金委員会 ⇒ 社協との連携
 - ・運営委員会、審査委員会の運営
 - ・街頭募金、イベント募金活動の展開、関連会則等の改正
- (2) 栗原市ボランティア連絡協議会運営事務
- (3) 栗原市福祉団体事務委託
 - ・市老人クラブ連合会
 - ・市遺族会
 - ・市身体障害者福祉協会

III. 事業運営部門

第2次改革推進（改革プラン）の「職員配置計画」「財政計画」の全面的な改訂に基づき、

- ① デイサービスセンターは4事業所に
- ② 訪問介護事業の事業規模を段階的に縮小
- ③ 新たな取り組みとして、障害児を対象とした相談支援事業所を開設
- ④ 組織改編により事業運営課を廃止し、地域福祉課の「事業運営係」として運営など、事業運営部門は令和4年度からは大きく変わります。

本会としてもはじめての対応となり、事業運営も難しくなりますが、効率的、組織的に適切に取り組んでまいります。

また、同時に、すべての事業所において、令和6年度までの「目標指標」を作成しておりますが、この「目標指標」で示した計画値（指数）が実現できて、はじめて、計画が達成されるものでありますので、計画の達成に向け、毎年度、「目標指標」を検証してまいります。

さらに、組織の改編により、事業運営係は2人体制となりますが、本所は統括的役割、事業所は実践的役割とそれぞれの役割を明確化し、本所と事業所の連携をこれまで以上に強化・緊密化し、事業運営に取り組んでまいります。

1. 介護保険事業

- (1) 訪問介護事業所（ホームヘルパー）（午前7時から午後8時）
- (2) 通所介護事業
 - ・高清水デイサービスセンター（月～土曜日・定員25人）【通常規模型】

- ・一迫デイサービスセンター（月～土曜日・定員15人）【地域密着型】
 - ・金成デイサービスセンター（月～土曜日・定員18人）【地域密着型】
 - ・花山デイサービスセンター（月～金曜日・定員12人）【地域密着型】
- (3) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）（月～金曜日）
- ・要介護・要支援認定調査（保険者委託事業）

2. 障害福祉サービス事業

- (1) 生活介護事業所 はげましホーム（月～金曜日・定員30人）
- (2) 共同生活援助事業所 ふきのとう（24時間体制・定員7人）
- (3) 居宅介護事業（障害者ホームヘルパー）（午前7時から午後8時）
- (4) 相談支援事業（月～金曜日）
 - ・障害者相談支援事業所
 - ・障害児相談支援事業所

3. 介護者支援・地域支援事業

- ・在宅介護功労者表彰
- ・ふれあいのつどい～みんなでつながろう～

4. 運営管理体制整備

- ・管理者会議
- ・サービス向上検討会議
- ・研修（専門職別研修・所内研修・外部研修）

IV. 栗原市委託事業、指定管理事業

栗原市から受託する各業務・事業において、その目的・業務内容等契約に基づき、市及び関係機関と連携を密にし、適切な事業運営を図ってまいります。

1. 高齢者生きがい活動支援通所業務（10地区11会場）
 - ・社会的孤立感の解消と自立生活の助長を目的に事業実施
2. 放課後児童クラブ運営業務（10地区12クラブ）
 - ・児童の健全育成と保護者の就労支援を目的に事業実施
3. 生活支援体制整備事業第2層運営等業務（10協議体）
 - ・生活支援サービス等の充実を図っていくことを目的に事業実施
4. 築館・志波姫地域包括支援センター
 - ・地域住民を包括的に支援することを目的に事業実施
5. 指定管理業務（7施設）

築館高齢者福祉センター、鶯沢老人福祉センター、栗駒高齢者コミュニティセンター、栗駒老人憩いの家、志波姫老人憩いの家、一迫高齢者生活福祉センター、花山高齢者生活福祉センター（通所部門）